

2025年6月26日

株 主 各 位

東京都千代田区麴町一丁目7番地
株式会社エフエム東京
代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

第60回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第60回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告致しました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、期末配当金は当社普通株式1株につき90円（記念配当30円を含む）と決定致しました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。なお、その具体的内容は、後記のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役11名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役として唐島夏生、小川聡、村上正光、内藤博志、川島修、前田伸、北島元治、高見和徳、山田清志、杉山恒太郎、齋藤知久の各氏が選任され、それぞれ就任致しました。なお、前田伸、北島元治、高見和徳、山田清志、杉山恒太郎、齋藤知久の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 第4号議案** 監査役3名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査役として大橋明夫、英公一、近藤邦弘の各氏が選任され、就任致しました。なお、英公一、近藤邦弘の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役として森麻衣子氏が選任されました。

以 上

第60期 期末配当金のお支払いについて

「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封致しましたので、ご確認願います。

【ご参考】定款一部変更の件の内容
次の新旧対照表のとおりであります。

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第 1 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第 8 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第 28 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第 38 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 1 条～第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第 7 条～第 25 条 (条数繰り上げ)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 27 条～第 30 条 (条数繰り上げ)</p> <p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 32 条～第 35 条 (条数繰り上げ)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 37 条～第 47 条 (条数繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、2026年7月31日まで有効とし、2026年8月1日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

注：同封しております「株券不発行会社への移行に関する通知」に関連しまして、第7条の削除及び附則第1条・第2条の新設の効力発生日は、2025年7月31日となります。